

高額介護（予防）サービス費は、制度改正に伴い、令和3年8月から区分上限額が一部変更となっています。

介護保険の利用者負担額が高額になった方へ

## 高額介護サービス費等の支給について

介護保険では、1か月に利用した居宅・施設サービスの利用者負担額が下表の金額（利用者負担上限額）を超えた場合、その超えた金額を高額介護サービス費等として支給します。

【令和3年8月から支給要件が変更となります（下線部分）】

利用者負担段階区分			利用者負担上限額
課税世帯	現役並み所得世帯	・ <u>基礎控除後の総所得金額が901万円超の方（年収約1,160万円以上の方）</u>	世帯：140,100円
		・ <u>基礎控除後の総所得金額が600万円を超え901万円以下の方（年収約770万円以上1,160万円未満の方）</u>	世帯：93,000円
		・ <u>基礎控除後の総所得金額が210万円を超え600万円以下の方（年収約383万円以上770万円未満の方）</u>	世帯：44,400円
	一般	・ 市民税課税者がいる世帯で上記「現役並み所得世帯」以外の方	
市民税非課税世帯全員が	利用者負担第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の方	世帯：24,600円
	利用者負担第2段階	・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	個人：15,000円 世帯：24,600円
	利用者負担第1段階	・ 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者等	個人：15,000円

### 1 高額介護サービス費等の申請について（初回のみ）

○ 利用者負担上限額を超えた方には、「高額介護（介護予防）サービス費給付のお知らせ」等の書類を送付いたしますので、各区の介護保険室に申請してください。

なお、一定期間を過ぎると支給が受けられなくなる可能性がありますので、書類が届きましたらお早目に申請をお願いします。

【申請の際に必要な書類】（申請書は、このリーフレットと一緒に送っています。）

◎ 「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」

※本人以外の口座へ振り込む場合には、委任状が必要です

◎ 振込口座番号のわかるもの

なお、申請は郵送でも行えます。

## 2 初回申請後の手続きについて

- 原則として、一度、月または年間の高額介護サービス費等の申請書をご提出いただいた方は、申請書の対象月以降の申請は不要となります。以降は、支給対象となった場合、初回申請時に記載した口座へお振込します。

※**注意事項** 申請しないまま一定期間が過ぎると、申請書が複数枚届く場合があります。この場合は、もっとも古い月の申請書を1枚ご提出いただければ、全て提出する必要はありません。(申請書は「〇年〇月分」とサービス利用月がわかるように記載されています。)。なお、わからない場合は、申請する際に、各区のお問い合わせ先(下記)に確認してください。

## 3 高額介護サービス費等の支給時期

- 申請後、支給に関する審査を経て、おおむね2か月程度で支給いたします。振込予定日等は、後日送付する「介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給決定通知書」にてご確認ください。  
※介護保険料の未納がある方には支給できない場合があります。(給付制限)

## 4 貸付金制度・その他サービス費のご案内

- 支給金額の請求から振込までの期間の負担が困難な方へ貸付の制度があります。
- 介護保険の利用者負担額と医療費の自己負担額の合計額が高額となり、年間で一定額を超えた方に支給される、「高額医療合算介護サービス費」という制度があります。

## 5 総合事業をご利用の方へ

- 総合事業のサービスをご利用の方へは、上記の代わりに「高額介護予防サービス費相当費」という名称で、サービス費支給のお知らせや申請書が届く場合があります。こちらは総合事業のご利用者向けの制度となっておりますが、申請手続きは同様となります。

## 6 激変緩和措置(年間高額介護サービス費)の終了について (2017年～2020年の時限措置)

- 2017年8月1日から2020年7月31までの間、同じ世帯の全ての65歳以上の方(要介護認定を受けていない方を含む。)の利用者負担割合が1割負担の世帯については、激変緩和措置として、年間上限額を446,400円と設定しておりましたが、2020年7月31日をもって当該激変緩和措置は終了となりました。

お問い合わせ先 (各区の保健福祉センター 高齢障害支援課 介護保険室)

中央区 TEL 043-221-2198	花見川区 TEL 043-275-6401
稲毛区 TEL 043-284-6242	若葉区 TEL 043-233-8264
緑区 TEL 043-292-9491	美浜区 TEL 043-270-4073

# 令和3年8月利用分から 高額介護サービス費の 負担限度額が見直されます



- 介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。高額介護サービス費とは、1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額 44,400 円です。
- 令和3年8月からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、負担限度額の見直しを行います。

**Q** どのような改正がおこなわれるのですか？

**A** 医療保険制度の高額療養費制度に合わせ、8月1日以降に利用されたサービス分より一定年収以上の高所得者の負担限度額を以下のとおり見直します。

	区 分	負担の上限額(月額)
<b>新設</b>	課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上	140, 100 円 (世帯)
	課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) ~ 課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 未満	93, 000 円 (世帯)
	市町村民税課税~課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 未満	44, 400 円 (世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24, 600 円 (世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	24, 600 円 (世帯)
		15, 000 円 (個人)
	生活保護を受給している方等	15, 000 円 (世帯)

**Q** 見直しの対象となるケースは、どのような場合ですか？

**A** 介護サービスの利用者又は同一世帯に課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 以上の 65 歳以上の方がいる場合が対象となります。

**Q** 医療費・介護サービス費ともに高額で、高額介護合算療養費制度 (年間の医療費・介護サービス費が負担限度額を超えた場合に払戻しを行う制度) により医療費・介護サービス費の払い戻しを受けています。今回の見直しで負担が増えることはありませんか？

**A** 高額介護合算療養費制度等の支給要件や負担上限額に変更はないため、収入や医療・介護サービス費等が同じであれば、実質的な負担はこれまでと同額となります。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

介護保険法施行令等の一部を改正する

政令等の公布について（通知）

計33枚（本紙を除く）

Vol.960

令和3年3月31日

厚生労働省老健局

介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164, 2260）  
FAX：03-3503-2167

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）

本日付けで下記政令等（①～④）が公布され、②については本年4月1日、①、③及び④については本年8月1日から施行することとされた。

- ① 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第97号）
- ② 介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第69号）
- ③ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第70号）
- ④ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第131号）

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者及び関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

令和3年度から5年度までの第8期介護保険事業計画に向けて、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）等を踏まえ、下記事項について必要な見直しを行うこととする。

- ・ 負担能力に応じた負担とする観点から、高額介護（予防）サービス費における一定年収以上の世帯の負担上限額及び特定入所者介護（予防）サービス費（以下「補足給付」という。）における食費の自己負担上限額等の見直しを行う。
- ・ 医療療養病床等から介護医療院等への転換に伴う各介護保険者への財政影響に鑑み、財政安定化基金による貸付金の償還期限を特例的に延長する。
- ・ 調整の精緻化を図る観点から、介護保険の調整交付金等における算定期間の前倒し等を行う。

## 第2 改正の内容

### 1. 高額介護（予防）サービス費の見直し

高額介護（予防）サービス費については、制度創設時から医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定している。

今般、負担能力に応じた負担とする観点から、医療保険の高額療養費制度における70歳以上の多数回該当の負担上限額に合わせ、現行の現役並み所得者のうち年収約770万円以上及び年収約1,160万円以上の者について、世帯の負担上限額を現行の44,400円から、それぞれ93,000円及び140,100円とする見直しを行う。

なお、令和3年8月からの施行に向けて、見直しの趣旨や内容等について被保険者や介護サービス事業者等に対して丁寧に周知・広報を行うことが重要である。周知・広報に関しては周知用リーフレット等を作成しているところであり、周知方法や事務手続の詳細等については追ってお示しする。

#### <現行>

収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当（年収約383万円以上）	44,400円

#### <見直し後>

収入要件	世帯の上限額
課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
課税所得約380万円（年収約770万円）以上 ～同約690万円（同約1,160万円）未満	93,000円
課税所得約145万円（年収約383万円）以上 ～同約380万円（同約770万円）未満	44,400円

※ 一般区分や市町村民税世帯非課税者等の負担限度額は変更なし

### 2. 財政安定化基金による貸付金の償還期限の特例

介護保険制度における施設サービスのうち介護療養型医療施設については、入院患者に対して適切なサービスを提供するとともに、限られた医療資源を効率的に活用する観点から、令和6年3月31日までに廃止し、介護医療院への移行等を行うこととされているが、医療保険制度の医療療養病床等からも介護保険制度の介護医療院等に移行することが見込まれ、それに伴い介護保険者の財政に影響を及ぼすことが考えられる。

この点、市町村において保険料収納率の低下や給付費増による財政不足が生じた場合には、都道府県に設置される財政安定化基金により資金の交付及び貸付（次期計画期間末に償還）を行うこととされているところ、今般、介護保険者への財政影響に鑑み、第8期（令和3年度～5年度）及び第9期（令和6年度～8年度）介護保険事業計画期間における財政安定化基金による貸付金の償還期限について、第8期は令和14年度末まで、第9期は令和17年度末まで特例的に延長することとする。

#### <償還期限の特例のイメージ>



### 3. 介護保険の調整交付金及び介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金に係る算定方法等の見直し

#### (1) 後期高齢者加入割合補正係数の見直し

調整交付金の算定に用いる後期高齢者加入割合補正係数（各保険者における前期高齢者（65～74歳）及び後期高齢者（75～84歳・85歳～）の比率を調整する係数）について、調整の精緻化を図る観点から、現行の「要介護発生率による重み付け」から「一人当たり介護給付費による重み付け」を行う方法に見直す。

#### (2) 調整基準標準給付費額の算定期間の前倒し

各保険者の年間の介護給付費等については調整交付金の諸係数等調べにおいて把握しているところ、今般、後期高齢者加入割合補正係数の見直しにより「一人当たり介護給付費」に係るデータを用いるに当たり、格納システム等との関係で調整基準標準給付費額の算定期間を前倒しする必要があることから、令和3年度からの調整基準標準給付費額の算定期間について、3か月前倒しする。

※ 具体的な前倒し期間は以下のとおり。

- ・ 介護給付費の償還払い（前年度1月～当該年度12月→前年度10月～当該年度9月）
- ・ 介護給付費の現物給付（前年度12月～当該年度11月→前年度9月～当該年度8月）

#### (3) 特別調整交付金の算定期間等の見直し

特別調整交付金の算定期間は調整基準標準給付費額の算定期間と同様であることから、当該給付費額の算定期間の前倒し（（2）参照）に伴い、特別調整交付金の算定期間についても同様に前倒しする。

※ 具体的な前倒し期間は以下のとおり。

- ・ 前年度1月～当該年度12月→前年度10月～当該年度9月

また、特別調整交付金の算定期間の前倒しに伴い、介護保険料減免に係る特別調整交付金の算定基礎となる前年度及び当該年度の保険料総額の算定割合を変更する。

※ 具体的な変更割合は以下のとおり。

前年度（1月～3月）の保険料  $1/4$  + 当該年度（4月～12月）の保険料  $3/4$   
⇒前年度（10月～3月）の保険料  $1/2$  + 当該年度（4月～12月）の保険料  $1/2$

### 4. 補足給付の見直し

介護保険施設における食費や居住費については、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、平成17年10月より利用者本人の負担を原則とし、低所得の方については一定の給付（補足給付）を支給してきた。

今般、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、負担能力に応じた負担となるよう以下のとおり見直しを行う。

- (1) 施設入所者に対する食費の助成について、現行の第3段階を、保険料の所得段階と合わせて本人年金収入等80万円超120万円以下の段階（以下「第3段階①」という。）と本人年金収入等120万円超の段階（以下「第3段階②」という。）の2つの段階に区分するとともに、第3段階②について、第3段階②と第4段階の本人支出額（介護保険三施設平均）の差額の概ね2分の1の額（月額約2.2万円）を本人の負担限度額に上乗せする。

(2) (介護予防) 短期入所生活介護及び療養介護 (以下「ショートステイ」という。) の食費の助成について、(1)と同様、第3段階を2つに区分するとともに、第3段階②について、(1)の金額を踏まえた本人の負担限度額への上乗せ(650円/日)を行う。

また、食費が給付対象外となっている通所介護等との均衡等の観点から、第3段階①及び第2段階についても、負担能力に配慮しながら本人の負担限度額への上乗せ(第3段階①: 350円/日、第2段階: 210円/日)を行う。各所得段階の負担限度額への上乗せ額については、各所得段階の見直し後の負担限度額の段差(増加額)がほぼ均等(300円から400円)となるように調整する。

(3) 食費・居住費の助成の要件となる預貯金等の基準について、所得段階に応じて設定することとし、第2段階、第3段階①、第3段階②の3つの所得段階それぞれに基準を設定する(第2段階: 650万円、第3段階①: 550万円、第3段階②: 500万円)。

なお、見直しに当たっては、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の活用等を促進するとともに、令和3年8月からの施行に向けて、見直しの趣旨や内容等について被保険者や介護サービス事業者等に対して丁寧に周知・広報を行うことが重要である。

周知・広報に関しては周知用リーフレット等を作成しているところであり、周知方法や事務手続の詳細等については追ってお示しする。

#### <見直しのイメージ>

段階 自己負担 限度額	第1段階 ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	第2段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	第3段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	第4段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税
食費 ※( )は月額	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)	1392円 (4.2万円)
居住費 ※特別養護老人ホーム・多床室の場合	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	855円 (2.6万円)
合計	300円 (0.9万円)	760円 (2.3万円)	1020円 (3.1万円)	2247円 (6.8万円)

- ※1 ショートステイにおける食費(日額)については、以下のとおり見直し。  
 第2段階: 600円【現状より210円増額】  
 第3段階①: 1000円【現状より350円増額】  
 第3段階②: 1300円【現状より650円増額】
- ※2 この他、現行1,000万円以下となっている預貯金要件について、以下のとおり見直し。  
 第2段階: 650万円以下  
 第3段階①: 550万円以下  
 第3段階②: 500万円以下

第3段階①	第3段階②
・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円以下 ⇒合計1020円(食費650円+居住費370円)【現状維持】	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 ⇒合計1730円(食費1360円+居住費370円)【現状より710円増額】

※ 令和3年度介護報酬改定において、食費の基準費用額(1,392円/日)については、令和3年8月から1,445円/日(+53円)に引き上げることとされている。

### 第3 施行期日

第2. 3は令和3年4月1日、第2. 1、2及び4は同年8月1日から施行する。

#### <参考>

- 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第97号) 官報
- 介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号) 官報
- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第70号) 官報
- 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第131号) 官報